

# クーリングシェルター・マークマニュアル

令和6年3月8日作成



# はじめに

クーリングシェルター・マークを使用する際の要点をまとめたものであり、適宜活用いただきたい。

なお、使用の際には、別添のクーリングシェルター・マークの使用規程を遵守すること。

## ※クーリングシェルター・マークの使用規程(抜粋)

第3条 国、都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)及び指定暑熱避難施設の管理者(国、都道府県、市町村を除く。)並びに気候変動適応法第23条第1項の熱中症対策普及団体は、気候変動適応法の趣旨に沿って、クーリングシェルター・マークを自由に使用することができる。ただし、次に掲げる場合には、これを使用することはできない。

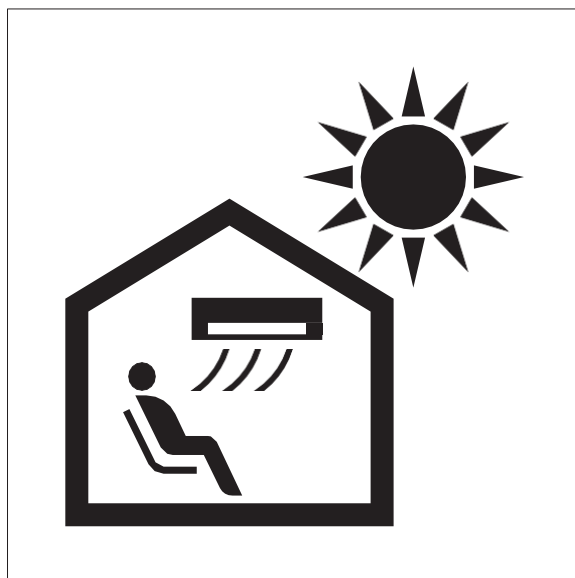
- 一 公衆衛生等の国民の利益に反する場合
- 二 営利を主たる目的とした場合
- 三 気候変動適応法の趣旨に反するなど、著しく不相当と認められる場合

第5条 クーリングシェルター・マークの使用料は、無料とする。

# 表示色

各使用者の使用する状況に応じて、色については変更可能とする(なお、商標として、下記のデザインを環境省が登録)。

モノクロ表示



黒

CMYK : C0 M0 Y0 K100

(RGB : R0 G0 B0  
#000000)

例えば、状況に応じて下記の例とすることも可能とする。



JIS安全色(緑表示)

JIS安全色

マンセル値 : 5G 5.5/10

CMYK : C85 M0 Y80 K0

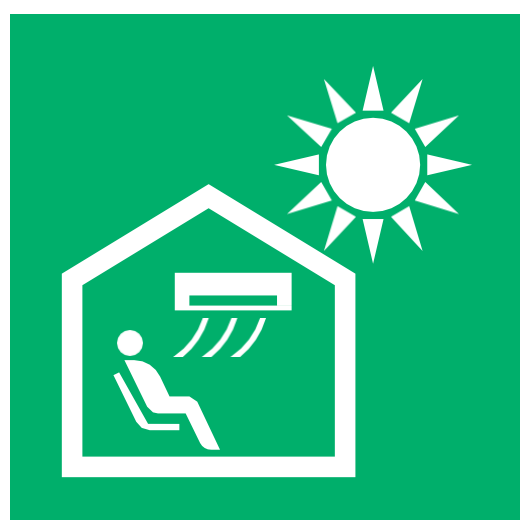
(RGB : R0 G176 B107 #00B06B)

# 単色の表示例

ポジティブ表示



ネガティブ表示



# カラー表示例

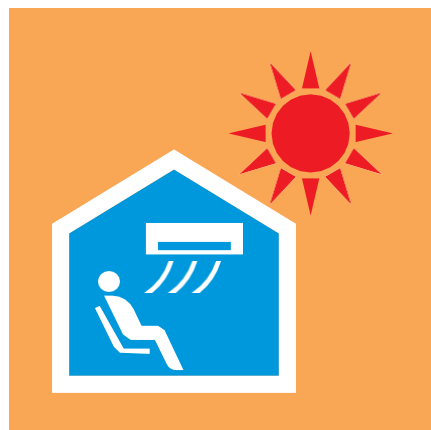
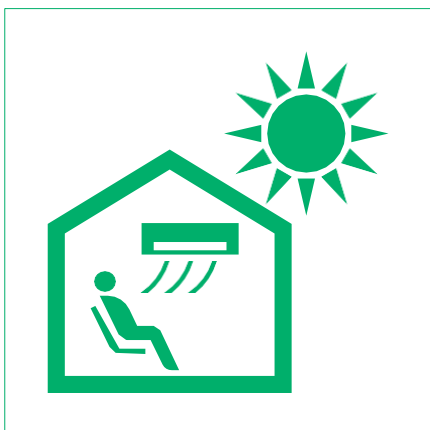
暑い様子を暖色、涼しい様子を寒色で表現した例



# ロゴマーク併用例

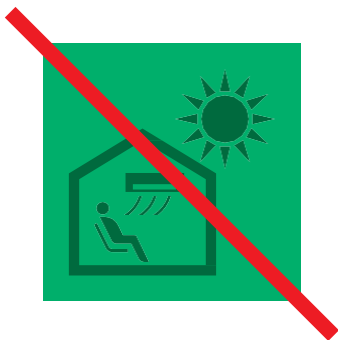
ロゴマークも適宜活用いただきたい。

指定暑熱避難施設  
クーリングシェルター  
COOLING SHELTER

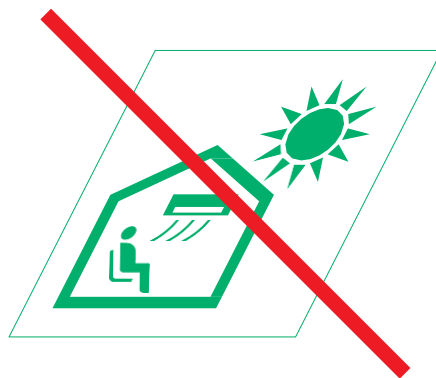


指定暑熱避難施設  
クーリングシェルター  
COOLING SHELTER

# 誤用例



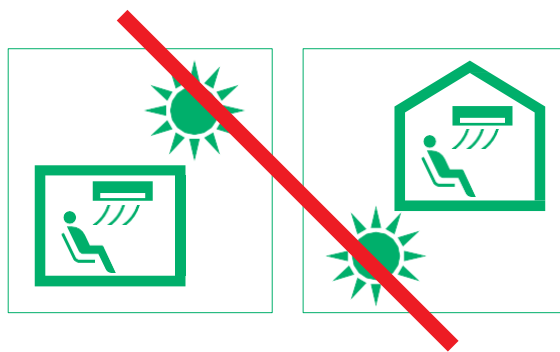
視認性が悪い配色



不用意な変形



柄の入った配色



改造

# クーリングシェルター・マークの使用規程

第1条 この規程は気候変動適応法第21条第1項各号列記以外の部分の規定により指定された指定暑熱避難施設であることを示すために環境省が作成したマーク（以下「クーリングシェルター・マーク」という。）使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 クーリングシェルター・マークの権利は、環境省が保有し、管理等の事務は、大臣官房環境保健部企画課熱中症対策室が行う。

第3条 国、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び指定暑熱避難施設の管理者（国、都道府県、市町村を除く。並びに気候変動適応法第23条第1項の熱中症対策普及団体は、気候変動適応法の趣旨に沿って、クーリングシェルター・マークを自由に使用することができる。ただし、次に掲げる場合には、これを使用することはできない。

- 一 公衆衛生等の国民の利益に反する場合
- 二 営利を主たる目的とした場合
- 三 気候変動適応法の趣旨に反するなど、著しく不相当と認められる場合

第4条 クーリングシェルター・マークの使用に関して前条各号に該当し、又はその使用が不適切であると認められるときは、環境省は、（大臣官房環境保健部企画課熱中症対策室の事務処理を通して、）その使用を差し止めることができる。

2 環境省以外の国の機関、都道府県、市町村は、気候変動適応法の趣旨に基づき、前条各号に該当するクーリングシェルター・マークの使用又は不適切な使用をしている者に対して、環境省に代わり、使用の差し止め等の必要な指導・協力の要請を行うことができる。

第5条 クーリングシェルター・マークの使用料は、無料とする。

第6条 この規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定する場合がある。

（附則）

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する
- 2 この規程に基づくクーリングシェルター・マークの使用に必要な準備行為その他の行為は、この規程の施行前においても行うことができる。この場合において、第2条中及び第4条第1項中「大臣官房環境保健部企画課熱中症対策室」とあるのは「大臣官房環境保健部環境安全課」と読み替えるものとする。